

## 日本の歴史 64

# 『楽市楽座はあったのか』

長澤伸樹著 (平凡社 2019)

本書の請求記号 210.47 ⅡNag

稲垣宏行

「楽市楽座」と言えば、「自由な商売」「革新的な政策」などのイメージが想起され、「織田信長」の名前が浮かぶことでしょう。現代でも娯楽施設や通販サイト、政治的スローガンにも用いられることがあります。『新もういちど読む山川日本史』（山川出版社）でも「楽市楽座」が「信長の権力を強めるのに役立った」「物資の運搬や旅行はひじょうに便利になった」と記述されています。

しかし、日本中世史を研究する著者は、このイメージが実態に沿ったものではないと指摘します。そして、楽市楽座が「なにを意図したもの」で、中世から近世への転換期に「なにをもたらしただのか」を改めて問うことが必要不可欠だとしています。

本書によると、「楽市楽座」についての史料は22例しか確認出来ないとのこと。しかも「楽市」「楽座」と別個の形で分けられているものもあり、「楽座」に至っては加納（現・岐阜県岐阜市）の1件しか確認出来ません。そして、この政策は信長のオリジナルではなく、同じ戦国大名の今川氏や六角氏などが先行して施行していた事例が挙げられています。信長の家臣である羽柴（豊臣）秀吉や柴田勝家、佐久間父子が単独で施行していた事例まであります。

信長の「楽市楽座」で代表的なものは、本拠地に定めた安土や金森かねもり（現・滋賀県守山市）、「楽座」の加納です。「楽座」と言えば、通説では「朝廷や公家・寺社と結びついて仕入・販売の独占権をふりかざし、商品流通の発展を阻害」する同業者組合「座」を打破する政策と考えられてきました。しかし、実際の「楽座」は戦国大名が徴収してきた役銭の減税に過ぎなかったようです。それどころか、役銭に頼らなければ領国経営もままならず、信長たちは旧朝倉領の「座」にまで徴収の手を伸ばしており、本格的な「座」の脱却は秀吉の治世からだだと述べられています。また信長は、安土を含む近江一帯が元は六角氏の領地であっ

たことや「楽市楽座」が地域住民の承認無しには施行が不可能ということもあって、定住人口の確保や商人たちの懐柔などに苦慮していたそうです。それどころか、彼が安土で意のままに出来たのは馬の売買のみだったという見方も本書でなされています。

本書を一読すると「楽市楽座」が施行された主な理由は、各地に散らばる人々を呼び集め定住人口を確保すること、乱世とそれに伴う押買や押売などの横行による治安悪化の解消であることが見えてきます。他にも自領であることの誇示、物資輸送や情報伝達のための拠点確保といった戦国大名側の利害、他の市との差別化という地域の人々の思惑も含まれています。「楽市楽座」は江戸時代まで及ぶ永続的なものでも、自由な商売が可能な市場を目指したのもでもなく、戦国大名や地域住民などの都合による一時的なものに過ぎず、それゆえに残存史料が少ないと著者は指摘します。

元来、「楽市楽座」とされた市自体は戦国大名以前から存在していたものです。藤原頼道の平安時代から史料で確認されています。著者も既存の市の多くは「不文の慣習によって成り立つ世界」で、現地で活動する商人たちが独自に定めた「商売掟」が存在していたのではないかと考えています。また、この市の起源についても歴史学者の故・網野善彦氏による「現世に降り立つ神を迎え、祀る儀式だったことに起因している」という仏教的な視点からの興味深い説が挙げられています。

本書を通して、歴史を学ぶ上で重視すべきことは、主観に囚われずありのままの視点を持つことだと強く感じます。これは「楽市楽座」や信長の人物像に限らず、日本史全般についても考えられることだと思います。

いながき ひろゆき（司書・管理運営課）